

四街道市ネーミングライツ・パートナー募集要領【公用車(グリーンスローモビリティ)】

四街道市では、グリーンスローモビリティ^{※1}にネーミングライツ事業を導入することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、グリーンスローモビリティの命名権(グリーンスローモビリティの愛称を決定する権利)を取得する事業者等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)を募集します。

住民等の移動支援を図るため、SDGsへの貢献も期待される明るいオレンジカラーのグリーンスローモビリティを活用した実証実験を令和3年10月より開始し、現在は週3日、市内を運行しています。

グリーンスローモビリティに企業名や商品名を冠することによって、地域貢献によるイメージアップや企業の認知拡大も期待できます。

^{※1}グリーンスローモビリティは、時速20キロメートル未満で公道を走ることのできる電動自動車です。

1 ネーミングライツ・パートナーを募集する車両

ネーミングライツ・パートナーを募集する車両、事業実施期間等は以下のとおりです。

車両名	グリーンスローモビリティ
走行ルート	千代田地区―もねの里モール間 ^{※3}
事業実施期間	事業開始日から1年間
ネーミングライツ料(年額) ^{※1}	60万円以上/年
パートナーメリット ^{※2}	市の広報媒体による車両の愛称の紹介 車両前側及び後ろ側に愛称を掲示する権利の付与

^{※1} ネーミングライツ料には、消費税額及び地方消費税額が含まれています。なお、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合でも、協定期間内はネーミングライツ料の額は変更しません。

^{※2} ア. 詳細は、ネーミングライツ・パートナーとして選定された後に別途協議し決定します。
イ. 愛称の掲示物はネーミングライツ・パートナーが作成し、作成に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担となります。(「3 費用負担等について」参照)

^{※3} 千代田地区―もねの里モール間での運行の他、市産業まつり(商工業のイベント)において乗車体験会を行うなど、様々なイベントに活用されています。

2 愛称の基準について

愛称の基準については、四街道市ネーミングライツ事業実施要領(以下「実施要領」という。)第4条に記載の他、以下事項を遵守してください。

(1)グリーンスローモビリティの用途が特定しやすい愛称とします。(例:〇〇グリスロ号)

(2)市が発行する刊行物、文書等及び市ホームページ(以下「刊行物等」という。)にグリーンスローモビリティを掲載する場合は愛称を使用します。(事業開始前に刊行物等を作成又は作成への準備を始めたものについて、愛称は使用しません。また、市以外の団体等が発行する刊行物等には愛称使用の効力は及びません。)

(3)国等への報告書、申請書等の公文書については、原則、正式名称を使用します。

3 費用負担等について

ネーミングライツ事業に係る市とネーミングライツ・パートナーの費用負担等については、以下のとおりとなります。

【ネーミングライツ・パートナーの負担】

- ・グリーンスローモビリティ前側及び後ろ側への愛称掲示に係る費用
(掲示物を新設する場合は、千葉県屋外広告物条例を遵守し、市と協議すること。)
- ・ネーミングライツ事業終了後の原状回復に係る費用
- ・グリーンスローモビリティのパンフレットの作成に係る費用
(パンフレットを新規作成する場合は、市と協議すること。)

※上記費用については、ネーミングライツ料に含まれず、別途ご負担いただきます。

【市の負担】

市ホームページ等の表示変更

4 応募について

ネーミングライツ・パートナーの応募については、「ネーミングライツ・パートナー申込書」(様式第1号)に 次に掲げる書類を添付し、窓口を持参又は郵送にてご提出ください。

(1) 添付書類

- ア. 法人等の概要を記載した書類
- イ. 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ウ. 登記事項証明書
- エ. 直近の事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- オ. 直近の事業年度分の納税証明(法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税等)及び市税を滞納していないことを証明する書類
- カ. その他市長が必要と認めるもの

(2) 申込書提出窓口

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市役所地域共創部くらし安全交通課

(3) 募集期間

通年(土日祝日、年末年始は除く)※受付時間は、9時から16時30分まで

(4) 提出部数

1部(必要に応じ、複写させていただきます。)

(5) その他

- ・実施要領第6条に規定する事業者等は応募できません。

5 応募に関する質問について

応募に当たって、不明点がある場合は、以下によりご質問ください。

(1) 質問方法

- ア. 質問票(任意様式)により、電子メール又はFAXで送信ください。
- イ. 質問票中に、法人名、担当者名、返信先(電話番号、メールアドレス、FAX番号)を必ず記載してください。

(2) 質問送信先

下記問い合わせ先に

- ア. 電子メールの場合は、 yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp まで
- イ. FAXの場合は、 043-424-8920 まで

(3) 回答方法

電話、電子メール、FAX のいずれかの方法により質問者に回答します。

6 ネーミングライツ・パートナーの選定方法等

- (1) 四街道市ネーミングライツ事業審査委員会(市内部組織)において、応募された書類の内容(愛称やネーミングライツ料等)を総合的に判断して優先交渉者を選定し、実施要領第8条によりネーミングライツ・パートナーを決定します。
- (2) ネーミングライツ・パートナーとして決定された者には、「ネーミングライツ・パートナー決定通知書」(様式第2号)により、その他の応募者には、「ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書」(様式第3号)により通知します。

7 協定の締結及び公表について

- (1) ネーミングライツ・パートナーとして決定後、「四街道市ネーミングライツ事業に関する協定書(案)」(以下「協定書(案)」という。)のとおり、市と協定を締結します。
- (2) 協定の内容(ネーミングライツ・パートナーの名称及び所在地、グリーンスローモビリティの愛称及びネーミングライツ料等)について、市の広報誌及びホームページ等で公表します。

8 ネーミングライツ料の納付について

ネーミングライツ料は、年度ごとに市長が指定する期日までに四街道市財務規則(昭和40年規則第1号)に定める納入通知書により納付していただきます。

9 その他留意事項

- (1) 応募の際は、本募集要領の他、四街道市広告事業実施要綱、四街道市広告掲載基準、実施要領等をご確認の上でご応募いただくようお願いします。
- (2) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担となります。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (4) 提出書類等は返却しません。
- (5) 提出書類等は、四街道市情報公開条例に基づき開示する場合があります。
- (6) 事前にグリーンスローモビリティの見学を希望する場合は、下記問い合わせ先まで連絡するようお願いします。

10 問い合わせ先

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市役所地域共創部くらし安全交通課
電 話:043-421-6104
FAX:043-424-8920
E-mail:yjshinko@city.yotsukaido.chiba.jp